

広島県告示第三百六十九号

平成十九年広島県告示第四百三十一号（港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課において縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

大竹港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更		前		変 更		後	
分区	区 域	面積 (ヘクタール)	分区	区 域	面積 (ヘクタール)	分区	区 域
商港区	大竹市晴海町二丁目、同市小方一丁目、同市御幸町及び同市東栄町三丁目のそれぞれの一部	八・六	商港区	大竹市晴海二丁目、同市小方一丁目、同市御幸町及び同市東栄三丁目のそれぞれの一部	八・六	商港区	大竹市晴海二丁目、同市小方一丁目、同市御幸町及び同市東栄三丁目のそれぞれの一部
保安港区	大竹市東栄町三丁目の一部	二・四	保安港区	大竹市東栄三丁目の一部	二・四	保安港区	大竹市東栄三丁目の一部
修景厚生港区	大竹市晴海町二丁目及び同市東栄町三丁目のそれぞれの一部	一八・六	修景厚生港区	大竹市晴海二丁目及び同市東栄三丁目のそれぞれの一部	一七・六	修景厚生港区	大竹市晴海二丁目及び同市東栄三丁目のそれぞれの一部